

会計事務所がこっそり教える 税金マル得情報

vol.89
(2023年1月号)

「副業収入が事業所得となるか、雑所得となるかの判断」

1. 副業収入を事業所得にしたいわけ

個人の確定申告で副業収入を事業所得として申告できれば、大きく4つのメリットがあります。

1つ目は、記帳をして確定申告書に貸借対照表と損益計算書を添付する必要がありますが、最大で65万円を特別控除として差し引けることです。

2つ目は、赤字となった場合には給与所得や不動産所得などと通算できることです。さらに、それでも赤字が残った場合には、それを翌年以降3年間繰り越すことができます。

3つ目は、事前に税務署へ金額等を届け出ること、同居している親族に対して給与を支払い、経費として計上できることです。

4つ目は、10万円以上のパソコンなどの固定資産を購入した場合には、原則は、減価償却費として数年に渡って経費として計上します。しかし、青色申告という条件はありますが、30万円未満の固定資産であれば年間300万円まで、購入したときに全額を経費として計上できるのです。

もし、副業を雑所得として申告するならば、これらのメリットはすべて使えないことになります。

2. 国税庁が示している判断

今まで事業所得と雑所得の境目の判断はハッキリしていませんでしたが、国税庁が通達を改正すると同時にその解説を発表しています。その結果、下記のように判断されることになりました。

収入金額	記帳・帳簿書類の保存	
	あり	なし
300万円超	概ね事業所得	概ね雑所得
300万円以下	(注)	雑所得

(注) 次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断する。

- ① その所得の収入金額が僅少と認められる場合
- ② その所得を得る活動に営利性が認められない場合

まず、記帳・帳簿書類の保存がない場合にはその事業について営利性、継続性、企画遂行性を有しているとは認められないとして雑所得として推定されてしまいます。ただし、収入金額が300万円超の規模であれば、実態から事業所得と認められる場合もあるとしています。とはいえ、副業収入について会計ソフトに入力さえすれば、自動的に記帳・帳簿書類の保存ができるので、それは最低限行いましょう。

次に、記帳・帳簿書類の保存をしても、「注」書きに該当すれば、雑所得と判断されてしまうのです。

①については、収入金額が、概ね3年程度の期間300万円以下で、かつ主たる収入に対する割合が10%未満の場合は、僅少と認められる場合に該当して、雑所得として判断するとしています。

②については、概ね3年程度の期間赤字で、かつ赤字を解消するための取組を実施していない場合は、営利性が認められない場合に該当して、雑所得として判断するとしています。特に、赤字を解消するための取組を実施していない場合とは、収入を増加させる、又は所得を黒字にするための営業活動等を実施していない場合を指すとされています。

3. 令和4年度から適用される

上記の「注」書きの①と②は、両方を満たした場合ではなく、それぞれで判断されます。

例えば、副業の収入金額が300万円超であったとしても、過去3年間ずっと赤字で給与所得と通算してきており、今後も赤字が続くと見込まれる場合には、雑所得として申告しなければいけません。

この境目の判断については、令和4年度の確定申告から適用されることとなります。昨年度までは事業所得として申告していたとしても、再度、これらの基準に当てはめて検討し、雑所得として申告しなければいけない人は多いと予想されます。



ひなた会計事務所

〒989-3202 仙台市青葉区中山台1-11-5

TEL:022-279-6818 MAIL:info@hinatax.jp

楽しい 給与計算



余計な機能を省き、
“シンプルで使いやすく”を徹底的に追求した
クラウド型カンタン給与計算ソフト。

1 簡単

- ✓ 導入時のインストールや定期的な更新の手間が一切なし。
- ✓ 入力項目を最低限に。導入設定は従業員1人あたり約1分で完了！



シンプル・
かんたん操作

安全性・
信頼性は万全

利便性も、
もちろん確保

2 安心

- ✓ オンラインバンキングと同等の、高レベルのセキュリティ技術を採用。
- ✓ 税制改正や料率変更にも常に自動対応。



3 便利

- ✓ パソコンとインターネット環境さえあればいつでも給与計算が可能。
- ✓ インターネットを通じて会計事務所・社労士事務所とリアルタイムにデータ共有。
- ✓ WEB 明細を利用することで給与明細のペーパーレス化を実現



＼ 毎月の給与計算はわずか**3ステップ!** ／



連動

STEP 3

毎月の給与計算がたったの**5分**で完了!

※当社検証より。従業員 10 名の場合。

シンプルかつ 使い勝手の良い給与計算ソフト



初期設定は
従業員1名当たり
約1分で完了！

▼ 事業所情報

■ 給与計算の設定	
【給与支給日の「月」と給与明細書の「月」が違う方へ】 ・「支給日が1月〇日の給与」は、正しい給与計算の「1月」の給与計算フォームで計算をしてください。 ・給与明細書の表示年月の設定を変更してください。	
開始年月	今年の1月から開始することをお勧めです。 年の途中から開始した場合でも、後から経過月の給与情報を登録できますが、手順が多くなり手間が増えます。 平成31年01月支給分 ▼
給与明細書の 表示年月	給与支給日の「月」と給与明細書の「月」が違う場合に設定を変更してください。 ☒ 支給月を表示する ☐ 支給月の「前月」を表示する ※1月支給の給与の給与明細書を「12月分」と表示します。
給与支給日	31 ▼ 日 ※末日の場合は「31日」を選択してください。
社会保険料の 控除タイミング	☒ 翌月控除 (ex. 3月分の保険料を4月支給の給与で控除します。) ☐ 当月控除 (ex. 4月分の保険料を4月支給の給与で控除します。) ※「健康保険料」「介護保険料」「厚生年金保険料」が対象です。「健康保険料」「介護保険料」の料率は、住所の「都道府県」で決まります。

おすすめ設定項目

- ・標準報酬月額・住民税の一括設定を使えばさらに時短に！
- ・計算機機能を使って日払い交通費の計算が可能！
- ・生年月日を登録すれば設定変更が必要な場合アラートを表示！

▼ 従業員情報

■ 基本情報	
従業員コード	001
氏名 必須	山田太郎
健康保険料	標準報酬月額: 380,000円 ▼ 「厚生年金保険料へ反映」 ※「標準報酬月額」を設定すると給与、賞与計算で自動計算されます。
介護保険料	☐ 介護保険料の控除対象 ※「健康保険料」で「標準報酬月額」が設定されている場合に設定できます。
厚生年金保険料	標準報酬月額: 380,000円 ▼ ※「標準報酬月額」を設定すると給与、賞与計算で自動計算されます。
雇用保険料	☒ 控除する (自動計算) ☐ 控除しない (入力欄)
所得税区分	☒ 甲欄 (自動計算) ☐ 乙欄 (自動計算) ☐ その他 (入力欄)
控除対象	0 ▼ 人

各種帳票・ツール

○ 各種帳票

- 一人別給与台帳・賃金台帳
- 月別給与明細一覧表・賞与明細一覧表 (人別・所属別)
- 年間月別集計表 (人別・所属別)
- 勤怠集計表
- 給与、賞与明細書の印刷
- 退職者の「給与所得の源泉徴収票」
- 金種表

○ ツール

- 振込依頼ファイルのダウンロード
- 労働保険の年度更新
- 社会保険料の算定
- 所得拡大促進税制用データ
- 給与、賞与のWEB明細公開

機能・仕様一覧

- ▶ 支給項目は基本給・時間外手当以外に **12 項目**まで登録可能
- ▶ 控除項目は社会保険料・所得税・住民税以外に **7 項目**まで登録可能
- ▶ **月給、日給、時間給**それぞれの計算に対応
- ▶ 従業員は**最大 100 名**まで登録可能 年間入社・退職者含めた延人数
- ▶ **介護保険控除対象適用時などのお知らせ機能**搭載
- ▶ **MyKomon 勤怠管理とのデータ連動可能**
- ▶ **振込依頼ファイル(全銀協フォーマット)ダウンロード可能**
- ▶ **WEB 明細(別料金別サービス)にて従業員ごとに給与、賞与明細の公開可能**

ご利用者の声



パソコンの苦手な
私でもできました。

うちの会社は従業員 15 名の零細企業です。営業と生産に人手を集中させたいので、毎月の経理をととても煩わしいと感じていました。特に給与計算については手書きで行っているので、ミスも多く、なかなか数字が合わずイライラしていました。給与ソフトの導入は何度も挑戦した結果失敗していたのですが、「楽しい給与計算」は違いました！

なんと、パソコンの苦手な私でも**導入設定が 30 分**でできてしまいました。また、毎月の給与計算もラクラクで、電卓を使って**縦と横の合計を一生懸命合わせる苦労は必要なくなりました！**それどころか、1 年分の合計だってすぐに確認できます。

パソコンが苦手だからと言う理由で、まだ手書きで給与計算をしている方がいたら、ぜひ「楽しい給与計算」を勧めてあげたいです。



「楽しい給与計算」で
従業員全員ハッピーに！

わたしは従業員 10 名の会社を経営しています。経理担当の従業員がおりますので、経理に関することは全て彼女に頼んでいました。毎月当たり前のように前月の資料を用意し、氏名、基本給、手当等の全ての項目を記入し、所得税・社会保険料を計算していました。

わたしの会社は給与ソフトを購入するほど大きくないし、手書きで給与計算をするのは当たり前だと思っていたのですが、「楽しい給与計算」では初めに簡単な初期設定をしたら、あとは毎月の給与計算をしていくだけ。しかも**前月のデータが転記されるので変動のある項目を登録するだけです。**

そして従業員に 1 番感動されたのが給与明細です！今までは手書きの明細だったのが、**きれいな給与明細を渡すことができるようになりました。**経理担当の従業員も、**タテ計、ヨコ計の集計ミスがなくなり喜んで**います。

安心と信頼の運営管理

「MyKomon.com」では、お客様の大切な情報を保護するために、最新のセキュリティ技術により、金融機関のオンラインバンキングと同レベルの信頼性を確保し、データの漏洩、改ざんに対する対策も万全です。

▶ お問い合わせはこちらまで

ひなた会計事務所

〒989-3202 仙台市青葉区中山台1-1-5

TEL 022-279-6818 FAX 022-279-6823

HP <https://www.hinatax.jp> E-Mail info@hinatax.jp